

平成26年度主な税制改正について

1) 平成26年度から個人住民税（町民税・県民税）の均等割額が変わります

平成26年度から平成35年度までの10年間、「東日本大震災からの復興を図る基本理念に基づき各地方公共団体が実施する防災施策の財源」を確保するため、500円が町民税と県民税それぞれの均等割額に上乗せされます。また、平成26年4月1日より始まる「みえ森と緑の県民税」が県民税に1,000円上乗せされます。これにより平成26年度より個人住民税の均等割額は**6,000円**となります。

区分	町民税	県民税	合計
従来の税金	3,000円	1,000円	4,000円
東日本大震災からの復興を図る基本理念に基づき各地方公共団体が実施する防災施策の財源（平成26年度～35年度）	500円	500円	1,000円
みえ森と緑の県民税（平成26年度～）	—	1,000円	1,000円
合計	3,500円	2,500円	6,000円

2) 給与所得控除の変更

給与等の収入金額が1,500万円を超える場合の給与所得控除額に、245万円の上限が設けられました。

給与等の収入金額	給与所得控除額	
	改正前	改正後
1,000万超1,500万円以下	収入金額×95%－170万円	収入金額×95%－170万円
1,500万円超	収入金額×95%－170万円	収入金額－245万円

3) 地方公共団体（ふるさと納税）に係る個人住民税の寄附金税額控除の見直し

地方公共団体に寄附を行った場合（ふるさと納税）、寄附金額の2,000円を超える部分について、所得税の寄附金控除と住民税の寄附金税額控除を受けることができる仕組みになっています。

平成25年から平成49年までの間所得税において復興特別所得税（2.1%）が課税されることに伴い、所得税で寄附金控除の適用を受ける場合は復興特別所得税にも反映されるため、平成26年度から平成50年度まで個人住民税の特例控除額が調整されます。

$$\text{ふるさと寄附金税額控除額} = \text{①基本控除額} + \text{②特例控除額}$$

$$\text{①基本控除額} = (\text{寄附金額} - 2,000\text{円}) \times 10\%$$

②特例控除額

$$\text{【改正前】特例控除額} = (\text{寄附金額} - 2,000\text{円}) \times (90\% - \text{所得税の適用税率})$$

$$\text{【改正後】特例控除額} = (\text{寄附金額} - 2,000\text{円}) \times (90\% - \text{所得税の適用税率} \times 1.021)$$

※控除対象となる寄附金額は、総所得金額等の30%が限度です。

※特例控除額は、個人住民税所得割額の1割が限度です。

軽自動車税の納期限の変更について

納期が4月から5月に変わります！

軽自動車税は4月1日現在の所有者等に課税され、4月末日を納期としていました。

しかし、例年3月は廃車や譲渡等の手続きが多く、特に県外で廃車等を行った場合、その通知が4月の課税時期の直前又は課税後に通知されていたため、課税事務の煩雑化や誤った課税が発生しやすい状況になっていました。こうした状況を防ぐため、平成26年度から軽自動車税の納期が4月から5月に変更となりましたので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします（納付書は5月に発送予定です）。

問い合わせ先 税務課 TEL377-5655

四日市税務署よりお知らせ

平成26年1月から、記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大されます

個人の白色申告者のうち前々年分あるいは前年分の事業所得、不動産所得又は山林所得の合計額が300万円を超える方に必要とされていた記帳と帳簿書類の保存が、これらの所得を生ずべき業務を行う全ての方（所得税の申告の必要がない方を含みます。）について、平成26年1月から同様に必要となります。

記帳・帳簿等の保存制度や記帳の内容の詳細は、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)に掲載されていますので、ご覧ください。

詳しくは、最寄りの税務署にお問い合わせください。

問い合わせ先 四日市税務署 TEL352-3141